

京都市老人介護支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 7 号

京都市老人介護支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人介護支援センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

本則第4号を本則第6号とし、本則第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 京都市勧修地域包括支援センター
- (5) 京都市下京東部地域包括支援センター

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課)